

議案第三十八号

港区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年七月十六日

提出者 港区長 清 家 愛

港区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

港区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和四十九年港区条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

付則第二条第一項中「第十四条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和六年政令第百二号）の施行による東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政

令（平成二十三年政令第三百三十一号）の一部改正に伴い、条例で引用している条項番号を変更するため、本案を提出いたします。